

東京都物品買入れ等競争入札参加資格

平成29・30年度用 定期受付申請の手引

財務局・交通局・水道局・下水道局

【目次】

第1部 申請に当たって

1	申請受付期間	P1
2	資格の有効期間	P1
3	申請対象者	P1
4	資格の適用範囲	P2
5	申請の制限等	P3
6	その他	P3
7	問合せ先	P4
8	東京都電子調達システムで確認できる内容	P5

第2部 申請手続

1	事前準備	P7
2	申請画面の表示	P8
3	申請データの入力	P10
4	申請データの送信	P26
5	必要書類の送付	P27
6	受付結果の確認（承認／否認）・受付票の印刷	P28
7	審査結果通知書の確認・印刷	P32
8	申請承認後の再審査申請	P33

第3部 等級順位の決定と格付基準

1	等級順位の決定方法	P34
2	計算方法	P35
3	格付基準及び発注標準金額表	P36

【営業種目・取扱品目一覧表】	P37
----------------	-----

【別表 I～II】	P47
-----------	-----

【下書き用紙】	P49
---------	-----

入札・契約に関する 連絡先	入札・契約に関する実際の事務担当者（社内の方に限る）の連絡先情報を入力してください。
申請営業種目	<p>【営業種目・取扱品目一覧表】はP37にあります。）</p> <p>申請営業種目の選択をクリックし、申請する営業種目を選択してください。</p> <p>ここでは、営業種目の選択のみを行います。</p> <p>各取扱品目の売上高は「経営情報」画面の種目別表編集で行います。</p>
◆注意事項◆	<p>① 営業種目は10種目まで、取扱品目は1営業種目につき8品目まで入力（申請）することができます。営業種目内に該当する取扱品目がない場合のために、取扱品目番号「98」を設けてある営業種目があります。</p> <p>また、営業種目「090 その他の物品」及び「190 その他の業務委託等」のみ、取扱品目「99 その他」の項目を設けていますが、ここには他の営業種目に当てはまらず、かつ、東京都が発注したことのある品目又は業務を「その他内容」に4つまで入力（申請）することができます。</p> <p>ただし、「99 その他」の入力内容から、積極的に入札参加の指名をすることはありません。</p> <p>② 申請完了後、本資格の有効期間中（平成31年3月31日まで）は、営業種目・取扱品目の追加や変更はできません。申請する営業種目・取扱品目については、慎重に検討の上選択してください。</p> <p>③ 種目別表に入力する申請営業種目の売上高には、工事請負による売上高を含めることはできません。建設業の許可を有している方は、必ず完成工事高と兼業売上高に仕分けした決算書を提出してください。</p> <p>④ 審査対象事業年度の売上高が有れば、内訳として都関係及び他官公庁の売上高がない営業種目でも申請できます。</p> <p>⑤ 審査対象事業年度の売上高が0円の営業種目でも申請はできますが、売上高が0円の場合、当該営業種目の等級格付は“無格付（X）”となります。</p> <p>無格付でも「競争入札参加有資格者名簿」には登載されますが、当該営業種目に対する販売能力等が判断できないため、東京都が積極的に入札参加指名を行うことはありません。</p> <p>⑥ 営業種目「028百貨店・総合商社」取扱品目「02総合商社」の申請は、多種目において平均的売上げ比率があり、資本金が10億円以上かつ総売上が1兆円以上ある商社に限ります。</p> <p>営業種目「028百貨店・総合商社」に申請すると、原則として「契約の性質又は目的により、百貨店や総合商社でなければ取り扱えないような物品の購入等」に関する入札に参加することができますが、他の営業種目に申請することはできません（ただし、「201ライフライン」を除く）。</p>

<p>取扱品目の選択 及び売上高 《審査対象事業年度の売上高（取扱品目ごとの）》</p> <p><参考> ◆注意事項◆(P12 参照。)</p>	<p>種目別表編集 → 取扱品目選択と進み、申請する取扱品目（8品目まで入力（申請）可）を選択後、それぞれ選択した取扱品目についての審査対象事業年度における売上高（消費税抜き）を入力してください。</p> <p>なお、営業種目（取扱品目）の申請（選択）に当たっては、法人・個人の事業の総売上高をすべて申請しなければならないというものではありません。それぞれ該当する業務の売上高を申請する営業種目・取扱品目に入力してください。（新設営業種目の133・134は、注意事項の⑪を参照。）</p> <p>営業種目番号001文房具事務用品・図書から営業種目090その他物品までは物品の買入れです。賃貸借や請負に関する売り上げを物品（001～090）の売上高に含めることや物品の売り上げを賃貸借に含めての申請はできませんので、注意してください。</p> <p>◆営業種目内に該当する取扱品目がない場合のために、取扱品目番号「98」を設けてある営業種目があります。</p> <p>また、営業種目「090 その他の物品」及び「190 その他の業務委託等」のみ、取扱品目「99 その他」の項目を設けていますが、ここには他の営業種目に当てはまらず、かつ、東京都が発注したことのある品目又は業務を「その他内容」に4つまで入力（申請）することができます。</p> <p>ただし、「99 その他」の入力内容から、積極的に入札参加の指名をすることはありません。</p>
<p>審査対象事業年度の売上高</p>	<p>売上高（取扱品目ごとの）を入力すると、合計額がこちらの欄に自動表示されます。</p> <p>売上高は『都関係』、『他官公庁』及び「民間」の合計金額です。</p>
<p>都関係売上高</p>	<p>審査対象事業年度の売上高のうち、『都関係』の売上高（消費税抜き）を入力してください。</p> <p>◆ここでいう『都関係』とは？ 東京都（知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局）、別表Ⅰ（P47）に掲げる都関連団体（公社、財団法人等）と直接契約したもののみを対象とします。</p> <p>◆都内の特別区や市町村は、『他官公庁』です。『都関係』ではありませんのでご注意ください。</p> <p>◆下請け、孫請け、代理店等が介在した契約は対象外で、入力できません。（契約書等で十分確認してください。）</p>
<p>他官公庁売上高</p>	<p>審査対象事業年度の売上高のうち、『他官公庁』の売上高（消費税抜き）を入力してください。</p> <p>◆ここでいう『他官公庁』とは？ 国の省庁、東京都を除く地方自治体（道府県、都内23区、市町村、一部事務組合等）及び別表Ⅱ（P47～48）に掲げる印紙税法別表第二に記載のある非課税法人と直接契約したもののみを対象とします。</p> <p>◆下請け、孫請け、代理店等が介在した契約は対象外で、入力できません。（契約書等で十分確認してください。）</p>
<p>過去3年間の契約実績</p>	<p>契約実績は当該営業種目に限られます。（契約書、発注書など書面で確認できるものに限り。）</p> <p>なお、東京都の契約書の左下には、営業種目の記載がありますので、確認してください。審査対象事業年度の契約実績をそれぞれ1件ずつ、入力してください。審査対象事業年度には契約実績がないが、申請日から3年以内にある場合には、審査対象事業年度に近い実績から入力してください。</p>